

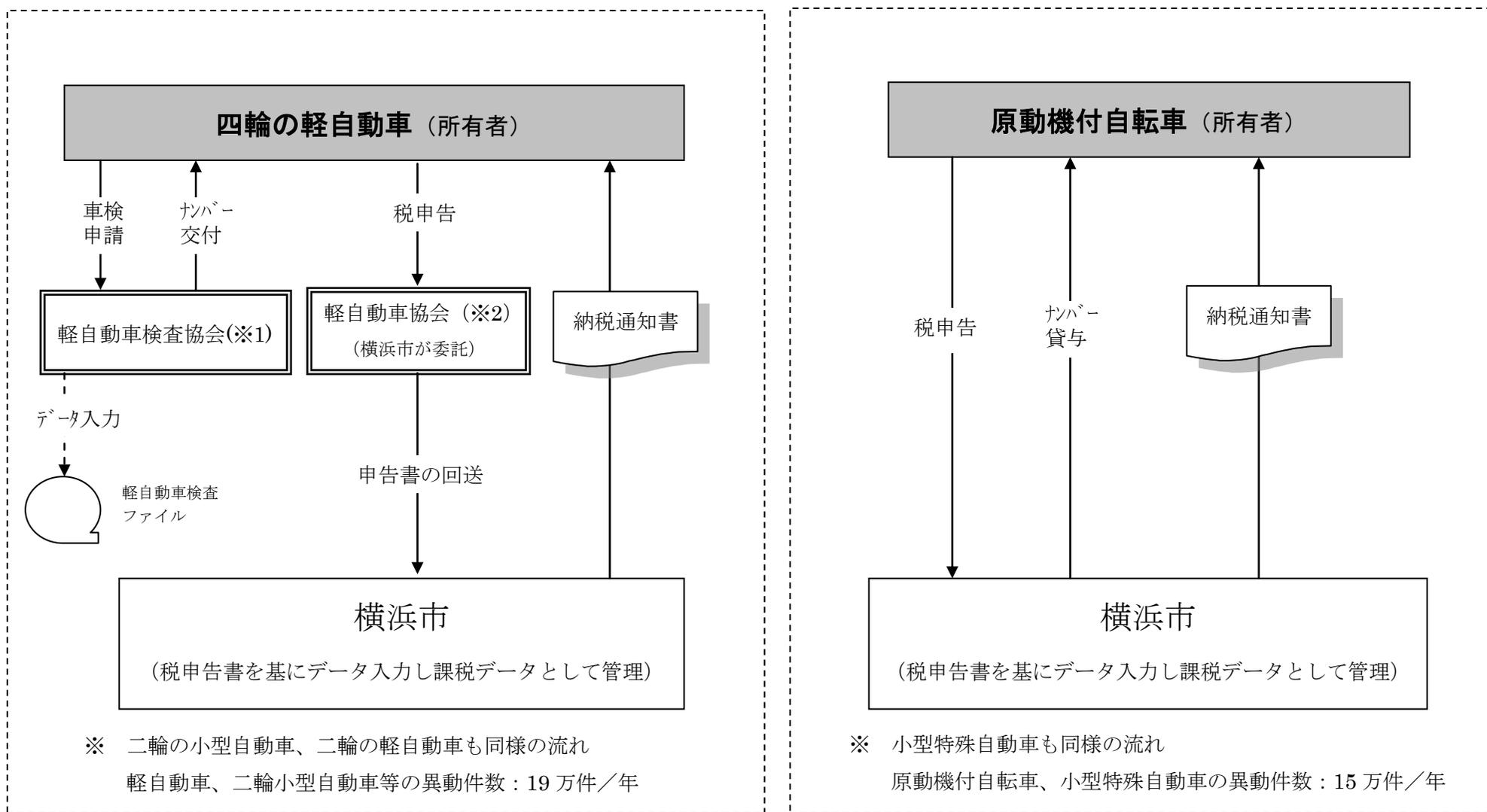
# 軽自動車税の課税事務の実態について

(鈴木委員提出資料)

○ 軽自動車税の税区分と車両の登録・税申告

税 区 分				車両登録及び税申告			
				車両の登録・ナンバーの交付 等	軽自動車税の申告		
四 輪 等	軽自動車	三輪（排気量660cc以下）	乗用	自家用	<b>【軽自動車検査協会】</b> ・ 車検有り（車検申請） ・ 「車両番号標」を交付 （軽自動車検査ファイルに記録）	<b>【横浜市】</b> （軽自動車協会（横浜支所）） ※県内市町村が共同し税申告書收受等を委託	
		四輪（排気量660cc以下）		営業用			
				貨物用			自家用
専ら雪上を走行するもの							
二 輪 ・ 原 付 等	二輪の小型自動車（排気量250ccを超えるもの）				<b>【関東運輸局 神奈川運輸支局】</b> ・ 車検有り（車検申請） ・ 「車両番号標」を交付 （二輪自動車検査ファイルに記録）	<b>【横浜市】</b> （軽自動車協会（神奈川県事務取扱所）） ※同上	
	二輪の軽自動車（排気量125cc超～250cc以下）				<b>【関東運輸局 神奈川運輸支局】</b> ・ 車検無し（車検申請に代わり届出） ・ 「車両番号標」を交付	<b>【横浜市】</b> （軽自動車協会（神奈川県事務取扱所）） ※同上	
	原動機付 自転車	排気量50cc以下、定格出力0.6kw以下（ミニカー以外）		<b>【横浜市】</b> （定置場所在地の区役所） ・ 車検無し（車検申請や届出制度はなく税申告のみ） ・ 「課税標識」を交付（市町村条例に基づき課税のため無償貸与） （課税データとして記録）			
		二輪のもので排気量50cc超～90cc以下、 定格出力0.6kw超～0.8kw以下					
二輪のもので排気量90cc超～125cc以下、 定格出力0.8kw超～1.0kw以下							
ミニカー							
小型特殊自動車		農耕作業用（最高速度35km/h未満）					
		その他（最高速度15km以下）					

## ○ 軽自動車税申告の流れ



※1 ・道路運送車両法の規定に基づく検査事務等を行うための団体（神奈川県内では横浜市、平塚市、愛川町の3事務所・支所）

※2 ・軽自動車税申告書の收受・回送等は県内市町村が共同して軽自動車協会（任意団体）に委託

・同協会は自動車取得税（県税）の申告書收受等も行っている（県内市町村と共同して委託）